

令和元年5月10日
九州地方整備局
大隅河川国道事務所

大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の 受入地を募集します。

国土交通省大隅河川国道事務所では、洪水を安全に流すために肝属川（肝属川本川、支川串良川、支川高山川、支川始良川）の河道掘削工事を行います。

これまで工事に伴い発生する土砂は、関連工事や他の公共工事への活用を行ってきました。

今回、さらなる工事の円滑な実施、建設発生土の有効活用を図るため、窪地の埋立や低地の嵩上げ等を目的に埋立（盛土）を実施される事業を、建設発生土の受入地として募集します。

受入地募集に関する詳細は、別添資料をご参照下さい

【受入地募集期間】

随時

【別添資料】

- ・ 大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入地募集概要
- ・ 建設発生土受入申請書
- ・ 大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書（参考資料）

<問い合わせ先>

国土交通省 九州地方整備局 大隅河川国道事務所
工務第一課長 なかつたけ ひろと 仲武 浩仁 （内線311）
電 話 0994-65-2290
F A X 0994-56-9630

大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入地募集概要

1. 募集の趣旨

国土交通省大隅河川国道事務所では、洪水を安全に流すために肝属川（肝属川本川、支川串良川、支川高山川、支川始良川）の河道掘削工事を行います。

これまで工事に伴い発生する土砂は、関連工事や他の公共事業への活用を行っていますが、工事の効率化・コスト縮減等を考慮した事業推進を行いたいと考えており、今回、窪地の埋立や低地の嵩上げなどを目的に埋立（盛土）を実施される事業を、建設発生土の受入地として募集することとしました。

2. 応募要件

（1）応募できる方

埋立等の土地造成等を予定している土地を所有或いは賃借されている方。（ただし、賃借の場合は、所有者の同意が必要です）

（2）土地の要件

- ①近隣市町村（鹿屋市・志布志市・肝付町・東串良町・大崎町・錦江町・南大隅町）に位置すること。（掘削場所より概ね30km以内を選定の目安とします。）
- ②埋立（盛土）土量が2,000立方メートル程度（大型10tダンプトラックで約400台）を超えるものとする。
- ③大型ダンプトラック（10t車）での搬入ができること。
- ④法律、関係条例上、埋立（盛土）等を行うことが可能な土地であり、関係手続きが完了或いは近々に手続き完了見込であること。

3. 応募期間及び方法

（1）応募期間 随時

（2）必要書類次の書類を、郵送又は持込にて提出してください。

- ①建設発生土受入申込書（別添の用紙）
- ②土地所有者の同意書（土地賃借者の場合）
- ③埋立位置を示した地図及び運搬経路

4. 応募後

応募頂いた土地については、現地立会及びヒアリングにて、運搬経路、運搬距離、土地の形状、周辺の状況、関係法令等について調査・確認を行い埋立（盛土）に適した土地と認められれば候補地となり、当事務所にて選考させていただきます。

また、その結果は現地立会の約1ヶ月後に応募者へ通知し、その後に覚書を取り交わします。

5. その他留意事項

- ①建設発生土の搬入（運搬）は、大隅河川国道事務所が行います。（無料）
- ②候補地確定後、他の公共事業より建設発生土搬入の要請があった場合、公共事業への搬入を優先するため、申し込み時の搬入量を保証することはできません。
- ③搬入予定時期は、令和元年9月から3箇年程度を予定していますが、事業の進捗状況により変更になる可能性があります。
- ④搬入する土地に搬入路を確保する必要がある場合は、用地買収及び借地契約等の手続きを、応募者において行ってください。
- ⑤搬入に関しては、多数のダンプトラックが走行することになりますので、苦情等が発生しないよう、地域住民の皆様等への事前周知などの対応は、応募者にて確実に実施して下さい。
- ⑥建設発生土搬入完了後の管理については、応募者の責任において行って頂きます。
- ⑦搬入した土砂を営利目的に使用したり、他の箇所へ搬出することはできません。
- ⑧不正な利益（暴力団等の資金獲得活動等）を得る目的で、発生土の利用を行う行為は固く禁止しています。

6. 問い合わせ及び提出先

○土砂の受入地が、志布志市、肝付町、東串良町、大崎町にある場合は『高山出張所』へ

〒893-1206 鹿児島県肝属郡肝付町前田字中渡1515-1

大隅河川国道事務所 高山出張所

TEL 0 9 9 4 - 6 5 - 2 4 1 5

FAX 0 9 9 4 - 6 5 - 7 3 1 2

○土砂の受入地が鹿屋市、錦江町、南大隅町にある場合は『鹿屋出張所』へ

〒893-0012 鹿児島県鹿屋市王子町4540-5

大隅河川国道事務所 鹿屋出張所

TEL 0 9 9 4 - 4 3 - 0 6 6 0

FAX 0 9 9 4 - 4 3 - 9 5 6 9

申込日 令和 年 月 日

建設発生土受入申込書

国土交通省 九州地方整備局
大隅河川国道事務所長 あて

郵便番号
住 所
氏 名

建設発生土の受入について、下記のとおり申し込みます。

記

| | |
|------------|---------------------|
| 事業名称 | |
| 埋立・嵩上げの目的 | |
| 埋立地の面積 | 約 平方メートル |
| 搬入する土砂の総数量 | 約 立方メートル |
| 受入可能時期 | 令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 |

○連絡先

所属名称：
担当者氏名：
電話番号：

建設発生土の有効利用に関する覚書（案）

建設発生土の有効利用を図るため、「平成15年10月3日付け 建設発生土等の有効利用に関する行動計画 国土交通省事務次官通知」に基づき大隅河川国道事務所（以下「甲」という。）が施工する河川工事で発生する土砂（以下「建設発生土」という。）を〇〇〇〇（以下「乙」という。）が準備する土地において土砂を有効利用目的とした捨土をすることに関して、以下のとおり覚書を締結する。

（目的）

第1条 本覚書は、建設発生土の有効利用にあたり、甲乙が協議の上、相互の事業が円滑に進むことを目的とする。

（位置）

第2条 甲が建設発生土を搬出・運搬する乙の準備する土地は、添付に示すとおりとする。

（建設発生土）

第3条 甲が搬出する建設発生土については、以下のとおりとする。

- ・土 質 〇〇土
- ・搬出量 約00,000m³
- ・搬入場所 〇〇市〇〇町〇〇

（施工区分及び費用負担）

第4条 甲の建設発生土の搬出・運搬及び乙の所有する土地に関する施工及び費用区分は次のとおりとする。

- 一 甲：建設発生土の運搬、敷均しの費用
搬入口付近の交通誘導員の配置
- 二 乙：土地内の管理

（協議等）

第5条 甲が実施する河川工事に伴う建設発生土搬出・運搬を円滑に進めるため、次の事項について、甲乙協議をして、その詳細を決定するものとする。

- 一 交通誘導員については甲が、必要な箇所に配置する。

二 上記第3条一号の施工に関する品質管理は、河川土工の残土受入地での処理とし、甲の品質管理基準に準拠して甲が行う。

ただし、施工後の品質は、甲乙が現場及び書面において確認を行い、この確認をもって引き渡しとする。引き渡し後の全ての責は、乙に帰属する。

三 搬出可能予定日 覚書締結後～乙が指示する期間まで

(関係機関との調整)

第6条 建設発生土搬入に伴う、関係機関等との調整は、甲乙が協議の上対処するものとする。

(有効期間)

第7条 本覚書の有効期限は令和2年3月31日までとする。

なお、甲の事業内容の延伸に伴い、建設発生土の搬出の追加が必要になった場合は、甲乙協議の上、本覚書の有効期限の延長を行うものとする。

(その他)

第8条 本覚書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲乙が協議を行い定めるものとする。

この覚書締結の証として、本書2通を作成し甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 鹿児島県肝属郡肝付町前田字中渡1515-1

国土交通省 九州地方整備局

大隅河川国道事務所

〇〇出張所長

〇 〇 〇 〇 印

乙 鹿児島県〇〇市〇〇町

〇〇〇〇株式会社

代表取締役社長

〇 〇 〇 〇 印

確 認 書

令和 年 月 日付『大隅河川国道事務所の河川事業に伴う建設発生土の受入れに関する覚書』第10条に基づき当方所有の土地（鹿児島県〇〇市・町〇〇番地〇〇）への建設発生土の搬入については、完了したことを確認致しました。

なお、今後は、搬入された建設発生土の維持管理及び隣接土地所有者等との調整については、当方で責任をもって対処致します。

令和 年 月 日
住所 〇〇市・町〇〇〇
氏名 〇〇〇〇
代表取締役 〇〇 〇〇 印